



P T A 概要

～ P T A 活動を知っていただくために～

児童在学中は大切に保管ください

連雀学園三鷹市立南浦小学校 P T A

令和6年4月改訂版



もくじ

| | |
|-----------------------|----|
| PTA規約 | 1 |
| PTA組織図 | 5 |
| PTA役員の役割 | 6 |
| PTA学級選出委員の役割 | 8 |
| 校外・避難所委員会 | 10 |
| 三鷹市青少年対策南浦地区委員会（青少対） | 11 |
| 三鷹市交通安全対策南浦地区委員会（交通対） | 13 |
| 連雀地区住民協議会（連雀住協） | 15 |
| 南浦小PTAと地域の輪 | 16 |
| 南浦小PTAのあゆみ | 17 |

※本冊子に掲載の内容は令和6年3月31日現在のものであり、現況と異なる場合があります。

連雀学園三鷹市立南浦小学校 P T A規約

第一章 名称

第1条 本会は、連雀学園三鷹市立南浦小学校PTAといい、所在地は南浦小学校（東京都三鷹市下連雀9-9-1）内に置く。設立年月日平成17年4月1日

第二章 目的

第2条 本会は、保護者と教員がお互いに協力し、家庭と学校と地域における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三章 活動内容

第3条 本会の活動内容は次の通りである。

1. 家庭・学校・地域において、児童が心身ともに健やかに、また幸せであるように努める。
2. 会員相互の親睦を図るとともに、研修を通して教養を高める。
3. 学校に関係の深い地域の教育と生活環境の向上に努める。
4. 本会の目的達成のために必要な活動の事業を行う。

第四章 活動方針

第4条 本会の活動方針は次の通りである。

1. 本会は、会員全体の意思に基づいて運営され非営利でいずれかの思想・宗教及び政党にかたよらない。
2. 本会は、児童の福祉のために働く社会的活動などと力を合わせる。
3. 本会は、学校と教育面で意見を交わし協力するが、人事等管理事項には立ち入らない。

第五章 会員

第5条 この会の会員となることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 南浦小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 南浦小学校に勤務する教員

前項に規定する者は、本会に加入申込書を提出することで、任意加入することができるものとする。本校を離籍するまで、その効力を有する。

退会するときは、退会届を提出する。

第六章 役員および会計監査

第6条 本会に会員の中から次の役員および会計監査を置く。

1. 会長1名 (P) (P=保護者 T=教員)
2. 副会長7名 (P 6 T 1)
〔 校外・避難所担当1名 (P)
 行事担当2名 (P) を含む 〕
3. 書記2名 (P 2)
4. 会計2名 (P 1 T 1)
5. 会計監査3名 (P 2 T 1)

役員は、立候補または推薦によって選任される。

任期は1年とする。但し、再任は妨げないが、連続の任期は2期を限度とする。

会計監査は、クラス委員から選出する。

役員および会計監査は総会の承認を得て決定する。

1号から5号に規定する人数については、標準人数とし、若干の増減の必要がある場合には、定例会で審議、変更することができるものとする。

第7条 役員および会計監査は、次の仕事をする。

1. 会長は、本会を代表し総会、役員会及び定例会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその代行をする。
3. 校外・避難所担当副会長は、校外・避難所委員会を代表し、その運営・活動にあたる。
4. 行事担当副会長は、担当するPTA主催行事の企画・運営を行う。
5. 書記は、定例会その他の議事を記録する。また、本会の運営に必要な書類を作成・管理する。
6. 会計は、本会の金銭の収支を正しく記録し、報告する。
7. 会計監査は、会計を監査し会員に報告する。
8. 学校長は本会の顧問として本会のすべての会議に出席して発言することができる。

第七章 会議

第8条 本会は会議によって運営する。

- 1 総会 2 役員会 3 定例会 4 会計監査会 5 各委員会・係 6 その他必要な会

第9条 総会はこの会の最高決議機関で、次の事項を行う。

1. 前年度活動報告・決算の承認
2. 新役員および会計監査の承認
3. 今年度活動計画・予算案の審議
4. 規約の決定並びに変更
5. その他の重要事項について

第10条 定期総会は毎年1回年度の初めに開催する。

規約改正および重要事項についてはその場で審議し決議する。

総会は会員の3分の1の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。但し、委任状による出席も認められる。その他役員会又は定例会が必要と認めた場合、もしくは会員の10分の1以上の要請があった場合には臨時総会を開くことができる。総会（定期総会及び臨時総会）の開催にあたって、役員会が必要と認めた場合は、書面総会（全家庭対象に書面により賛否を問う形式）として開催することができる。

第11条 役員会は、役員で構成し、原則として月1回開催し、主に以下の内容を審議・決定する。また、必要に応じて臨時役員会を開催することができる。

1. 総会、定例会に付議すべき案件
2. PTAの運営に関する事項
3. 年度内において必要が生じた予算の補正
4. その他、年度内において必要が生じた年間活動計画の変更等

第12条 定例会は基本的に月1回開催し、主な会議の内容は以下のとおりとする。

1. PTAの運営に関する重要事項の審議・決定
2. 役員会からの各種報告
3. 会員間の意見交換

第13条 定例会は役員および各学級のクラス委員をもって構成する。必要に応じて教員も出席する。会員は、事前に申請することにより、傍聴することができる。

第14条 本会は第2条の目的達成のため、次の委員会及び係を置き、必要な活動を行う。

(1) 委員会

ア 校外避難所委員会 イ 推薦委員会 ウ 行事委員会

(2) 係

ア 環境教育係 イ 広報係 ウ 青少対係 エ 交通対係 オ 連雀住協係
カ 校外・避難所係 キ 行事係 ク その他

第八章 会計

第15条 本会の経費は会員からの会費その他をもって当てる。

第16条 本会の会費の額は、1家庭年1,800円（月150円）とし、納付の義務を負う。会費の額は総会の承認を得て定める。変更ある時も同様とする。

転入生は転入月より月割計算で集金する。転出を含め途中退会の場合は返金しないものとする。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 会計監査会は、会計及び会計監査で構成し、1学期末、2学期末には学期末監査会、3月末には決算監査会を開催し、金銭の支出及び管理の適正を確認する。

第19条 会計の帳簿は会員の要求があればいつでも公開しなければならない。

第九章 細則

第20条 本会の運営に関し、別の内規を定めることができる。

第21条 会員の葬儀に際しては弔慰を表す。規定は次の通りに定める。

1. 児童 香典5,000円
2. 保護者 香典5,000円
3. 教員 香典5,000円
4. 本規定によりがたい場合および特別の事情の場合は別途協議する。

第十章 改正

第22条 本規約の変更は、総会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

第十一章 個人情報

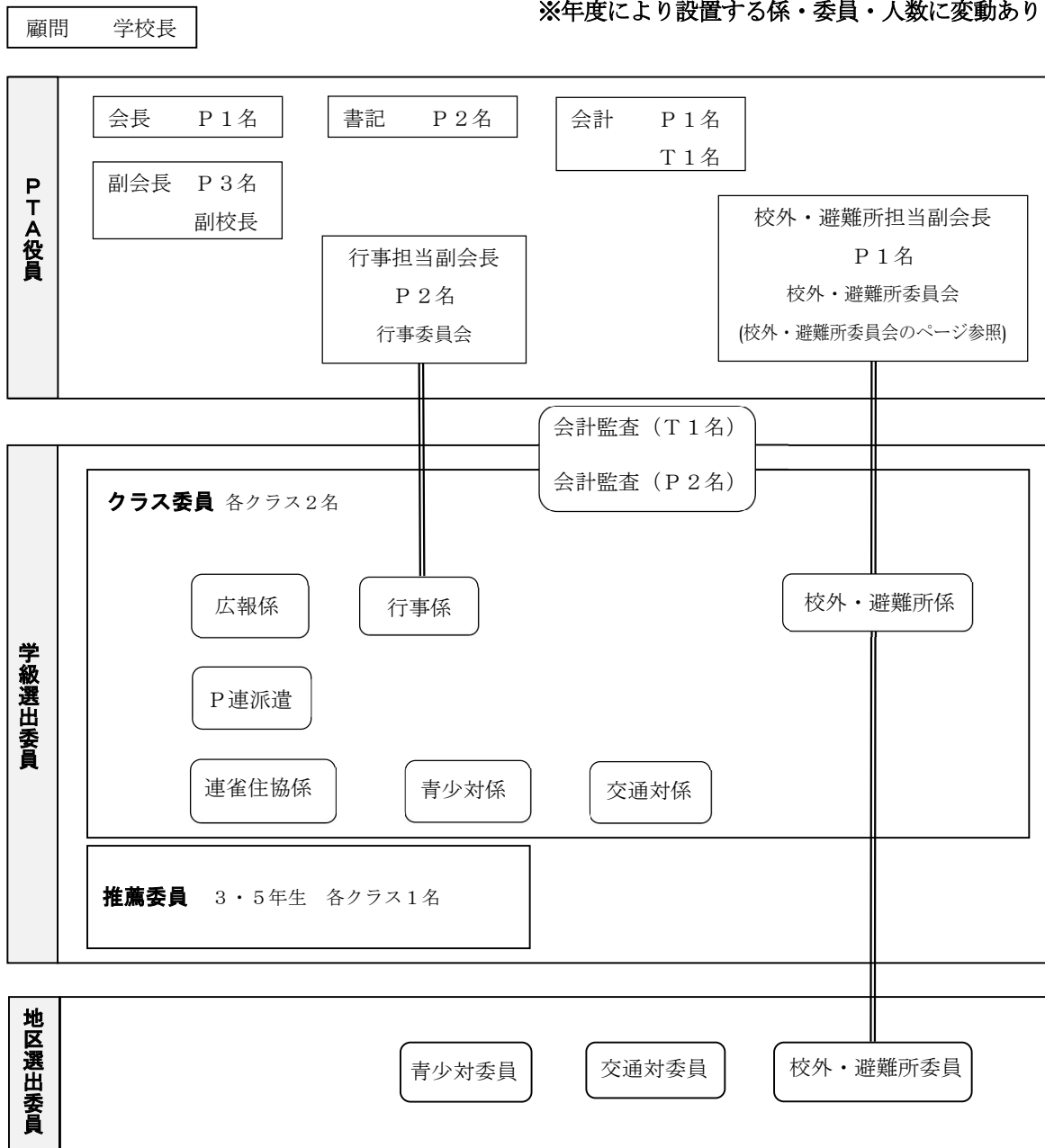
第23条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、「個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。

第十二章 付則

第24条 この規約は平成17年4月1日をもって実施される。

| | |
|----------------|----------------|
| 平成17年6月 7日一部改訂 | 平成28年4月27日一部改訂 |
| 平成18年4月 1日一部改訂 | 平成30年4月25日一部改訂 |
| 平成19年4月18日一部改訂 | 平成31年4月23日一部改訂 |
| 平成20年4月 1日一部改訂 | 令和 2年4月28日一部改訂 |
| 平成21年4月 1日一部改訂 | 令和 3年4月28日一部改訂 |
| 平成22年4月14日一部改訂 | 令和 4年4月 1日一部改訂 |
| 平成23年4月27日一部改訂 | 令和 5年4月27日一部改訂 |
| 平成24年4月25日一部改訂 | |

※年度により設置する係・委員・人数に変動あり



- ・役員とクラス委員は定例会に出席します。
- ・校外・避難所係(クラス委員)と校外・避難所委員(地区選出)は校外・避難所委員会の活動に参加します。
- ・青少対係(クラス委員)と青少対委員(地区選出)は三鷹市青少年対策南浦地区委員会の活動に参加します。
- ・交通対係(クラス委員)と交通対委員(地区選出)は三鷹市交通安全対策南浦地区委員会の活動に参加します。
- ・連雀住協係(クラス委員)は連雀地区住民協議会の活動に参加します。

■ P T A 役員 の 役 割

定期総会・・・議案書（前年度の活動報告・会計報告、今年度の活動計画案・予算案等）を作成・配布。当日の進行は、前年度と今年度の役員が協力して行います。終了後、報告書を発行します。

役員会・・・月1回役員会を開き、運営その他の必要事項の審議、定例会の打ち合わせや準備を行います。

定例会・・・定例会を開き、クラス委員と必要事項の審議を行います。

役員は、青少対・交通対・連雀住協やその他係を受けもち、連絡を取ります。

その他、必要に応じ学校行事等に協力します。

● 会長・副会長

会長は、本会を代表し総会、役員会及び定例会を招集する。（規約より）

副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその代行をする。（規約より）

役員会・定例会の招集・・・会長と副会長が司会進行をし、クラス委員からの意見をとりまとめます。

各会議への出席・・・・・・P 連常務理事会及びその他会議には会長の出席が原則ですが、都合のつかない時は副会長が代理で出席します。

● 校外・避難所担当副会長

校外・避難所担当副会長は、校外・避難所委員会を代表し、その運営・活動にあたる。（規約より）

活動内容は、校外地区委員会の開催、校外地区児童カード<オレンジカード>の管理、校外地区集会と登下校の見守りの実施、防犯ポスターの掲示、「みたか子ども避難所」の諸手続き、「みたか子ども避難所」情報連絡会への参加、「南浦小地区みたか子ども避難所だより」の発行、青少対地域内パトロールへの参加協力等があります。活動にあたっては、校外・避難所係、校外・避難所委員と協力して行います。

● 行事担当副会長

行事担当副会長は、担当する P T A 主催行事の企画・運営を行う。（規約より）

●書記

書記は、定例会その他の議事を記録する。また、本会の運営に必要な書類を作成・管理する。
(規約より)

●会計

会計は、本会の金銭の収支を正しく記録し、報告する。(規約より)

会費の徴収を行い、金銭収支を管理・記録し、予算案を作成します。本会で使用する文房具・備品類の発注、在庫管理、印刷機・PCの管理を担当します。

【役員の免除項目】

P T A役員は、在任中は地区選出委員・地区の登校見守り（ハードル当番）の免除が認められています。

また、P T A役員に就任した方については、その後、永久的（下のお子さんが入学してきた場合も継続します）にP T A役員、学級選出委員（クラス委員・行事委員または推薦委員）を免除が認められています。（平成29年10月5日の第6回定例会の決定事項）

PTA学級選出委員の役割

- ◆各学級からクラス委員2名を選出します。3年生と5年生の各クラスは左記に加えて、推薦委員を1名選出します。各委員の主な活動内容は以下のとおりとなります。

◆クラス委員（各クラス2名）

定例会に出席し、意見交換を行うとともに、必要に応じて保護者会等で定例会内容を報告します。その他、茶話会の主催、クラスの年間行事お手伝い表の作成と管理などを行います。また、**クラス委員は下記のいずれかの係を兼務**します。（年度により設置する係は変動します。）

●広報係

主に広報誌を年に数回発行します。広報誌作成に伴う写真撮影や取材等を行います。

●青少対係（詳細は青少対のページ参照）

三鷹市青少年対策南浦地区委員会に南浦小PTA選出の委員として参加します。年に2～3回の定例会出席のほか、年間活動の中でそれぞれ担当の活動を行います。

●交通対係（詳細は交通対のページ参照）

三鷹市交通安全対策南浦地区委員会に南浦小PTA選出の委員として参加します。1学期に1回の全体会（定例会）出席のほか、年間活動の中でそれぞれ担当の活動を行います。

●連雀住協係（詳細は連雀住協のページ参照）

連雀地区住民協議会の活動に南浦小PTAから参加します。月1～2回の部会及び委員会に出席し、それぞれ担当の活動を行います。また、住協の主な行事に参加します。

●校外・避難所係（校外・避難所委員会のページ参照）

校外・避難所担当副会長の補助的な業務と、みたか子ども避難所の事務手続き等を行います。

●行事係

PTA主催行事や行事担当副会長の補助的な業務を行います。

●会計監査

会計監査は、会計を監査し会員に報告します。

●P連派遣

三鷹市公立学校PTA連合会（P連）の専門委員会の委員としてその活動に参加します。専門委員会は原則として毎月1回の定例会があります。

◆推薦委員（3・5年生の各クラス1名）

次年度の新役員選出のための立候補、推薦準備、面接、会議、内定までの作業に携わります。

- 推薦活動を円滑に進めるため、推薦委員は役員候補として推薦されません。（平成19年3月12日の第11回定例会の決定事項）
- 推薦委員を経験された方は、他学年の兄弟または同学年に双子のお子さんがいて対象学年となった場合、推薦委員選出の対象外とします。ただし、本人の意思による再任は妨げません。（令和6年2月7日の第6回定例会の決定事項）

【学級選出委員の対象外】

お子さんの学年において、学級選出委員を経験された方については、そのお子さんが卒業するまでの間、学級選出委員の対象外とします。ただし、本人の意思による再任は妨げません。

他の学年に兄弟がいる場合、同じ学年に双子のお子さんがある場合、そのお子さんについては、対象外となりません。（平成30年1月16日の第9回定例会の決定事項）

校外・避難所委員会

校外地区とは

南浦小学校では、学区域を14の地区に分け、様々な地区活動を行っています。

みたか子ども避難所とは

子どもたちが、登下校時や放課後など、学校の外で不審者に被害を受けそうな時に、一時的に駆け込んで避難できる場所として設置されています。保護者宅の他、公共施設、商店、一般の家庭にも避難場所として登録いただいています。

三鷹市・三鷹市教育委員会・三鷹警察署・PTA連合会・青少対・交通対が協力して運営にあたっています。



目的 ・ ・ 同じ地区に住む子どもたち・保護者たちで構成された地区活動と、「みたか子ども避難所」による、安心・安全な町づくり

活動 ・ ・ 校外地区児童カード<オレンジカード>※の管理

※<オレンジカード>とは、校外地区活動を行うために必要な個人情報を記入いただくもので、在学中に所属する地区を特定し、円滑に地区活動を行うために使用します。

また、校外地区名簿の作成およびPTAの諸活動に活用しています。

防犯ポスターの掲示・管理

地区の親睦活動（レクリエーション）

登校時の見守り

南浦小地区「みたか子ども避難所」管理・運営

構成 ・ ・ 校外・避難所担当副会長（PTA 役員）

校外・避難所係（クラス委員）

校外・避難所委員（地区選出）

保護者

活動理念

◇校外・避難所活動により、地区の交流を深めます。また、地域全体で子どもたちを見守り、安心・安全な町づくりを目指します。

三鷹市青少年対策南浦地区委員会

～略して青少対(せいしょうたい)とは～

目的 …三鷹市長より委嘱を受け、子どもたちの健全育成のために活動。

活動 …主催の行事の他、地域活動に協力。

- 主催行事**
- ・花植え（社会参加活動）
 - ・花火の夕べ
 - ・卒業を祝う会



- 共催行事** 4地区(四小)、6地区(六小)、南浦地区(南浦小)の各青少対と、一中PTAの共催行事
- ・一中1年 標語コンクール
 - ・一中2年 意見発表会
 - ・一中3年 巣立ちの会

- 協力行事** ・連雀コミュニティまつり（連雀住協）

- 委員会活動** ・定例会・分科会・広報・委員研修会 など

構成 …学校、町会、自治会、民生児童委員、スポーツ推進委員
南浦小PTA、一中PTA
ボランティア（保護者のOBが多数）



青少年対策南浦地区委員会は 「青少年に良い環境を！」

のスローガンのもと、地域の子どもたちの健全育成を目的に、市より委嘱され活動するボランティア団体です。地域で安心して育っていただけるよう、ふるさと南浦を愛する気持ちを持ってもらえるようにと願っております。保護者の皆様には多くの行事にかかわり、ご参加いただき、我が子のみならず南浦の子どもたちとふれ合い、共に楽しい時間をすごしていただきたく思います。



主催行事

花火の夕べ〈7月〉

南浦小に夏休みを告げる行事です。
夕方から夜にかけ、校庭で手持ち花火を楽しみます。
友達や家族と一緒に参加することができます。

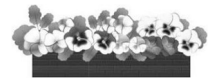
卒業を祝う会〈2月〉

6年生対象のお楽しみ企画です。
門出をお祝いして、ご家族で楽しんでもらえるイベントを行います。



花植えと水やり

〈6月・9月・12月・3月〉
年4回の花植えは南浦小園芸委員会の児童と共に若葉通りのプランターに花の移植をします。通年の水やりはPTAと協力して行います。



共催行事

一中生健全育成事業は第四地区（四小）・第六地区（六小）・一中PTAと共に開催しています。

1年生対象 標語コンクール：健全育成標語を募集。発表会・表彰式と街頭に立て看板設置〈11月〉

2年生対象 意見発表会：健全育成作文を募集。発表会と表彰式〈10月〉

3年生対象 巣立ちの会：卒業を祝う行事。近年は大学生のアカペラコンサートを開催〈3月〉



協力行事

連雀コミュニティまつり〈10月〉

連雀地区住民協議会主催のコミセンまつりの当日の手伝いをします。
事前打ち合わせ会があります。

委員会活動

※委員の皆様には年度初めに参加行事アンケートをとらせて頂きます。

- ・打合せの定例会等は年1～2回
- ・親睦を図る目的もある研修会は2学期に。体験学習中心でわきあいあいです。
- ・一年の活動をまとめる広報発行。

三鷹市交通安全対策南浦地区委員会

～略して交通対(こうつうたい)とは～

目的

…三鷹市長より委嘱を受け、市役所の道路交通課や警察と協力して、子どもたちを交通事故から守るために活動。

活動

…子どもたちの交通安全のための施設の整備と教育

主催行事

- ・新一年生の交通安全教室
- ・交通安全教室（三年生自転車安全教室）
- ・春と秋の交通安全運動（立ち番）
- ・交通安全標語コンクール

協力行事

- ・連雀防災訓練
- ・連雀コミュニティまつり

参加行事

- ・交通安全のつどい
- ・交通安全パレード

委員会活動

- ・「ゆずりあい」や「交通安全だより」の発行
- ・全体会・小委員会・委員研修会

構成

…学校、町会、自治会

南浦小P.T.A、一中P.T.A、保護者のOBなど



交通安全対策南浦地区委員会

三鷹市長より委託を受け、市役所の道路交通課や三鷹警察と協力をして、南浦小学校地区の子どもたちの安全を守るため活動する団体です。

交通対委員は南浦小学校の保護者、OB・OG、地域の方で構成されています。
一人ひとりの温かい思いが「皆で皆の子どもを守る」という大きな輪を作り、活動しています。

- ★児童の保護者
- ★小、中学校の校長、副校長、担当教員
- ★町会、商店会から推薦された人
- ★地区内に居住し、会が必要と認めた人



春と秋の交通安全運動

全国交通安全運動週間
(4/6-15) (9/21-30)
登校時の街頭指導

三鷹市で行われる
交通安全のイベントに
参加します。



新一年生の交通安全教室

初めて一人で通学する子どもたち。親も子どもも不安でいっぱい。実際に横断歩道を渡って交通指導を行います。



交通安全教室

3～6年生は市内の自転車屋さんが自転車の点検を行います。
2・4・5・6年生はDVDによる交通安全教室。
3年生は校庭の模擬道路を使って乗り方の指導、マナーを学ぶ自転車教室を行います。
* 3年生対象標語コンクール



ゆずりあい・安全だよりの発行

子どもたちの安全を願ってお便りを発行しています。
交通事故を防ぐのは何といたてもご家庭でのお声かけです。ぜひ親子で読んでいただきたいと思います。

研修会

交通対委員の親睦をかね、毎年様々な場所に見学にいきます。
とても和やかな楽しい会です。



危険箇所が確認された時は市役所や警察に改善してもらえようをお願いします。



連雀地区住民協議会

～略して連雀住協(れんじゃくじゅうきょう)とは…

目的

…連雀地区の住民がコミュニケーションを図り、お互いに協力しあって、より住みよい地域づくりをしていくために活動。

活動

…連雀コミュニティ・センターを主な拠点として活動。

主な行事…

○ 連雀コミュニティまつり

地域の住民の交流をとおして明るく住みよい地域づくりを目的に、毎年秋頃に行われます。連雀コミュニティ・センターを利用している自主グループの発表、園児・小・中学生の作品展示や発表があります。

○ 防災訓練

毎年秋頃に行います。

○ 防災講座

連雀コミュニティ・センターおよび三鷹市役所と連携して、災害発生時に学校施設をどう利用するのかを学ぶ講座を行います。

○ 上級救命講習会

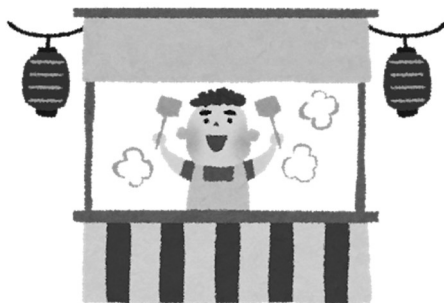
市内全小中学校に設置されている AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含め、いざという時のための一般的な救急救命の講習会を行います。

構成

…会長・副会長のもとに、6つの部会と3つの委員会があり、さまざまな団体から選出された人で構成。

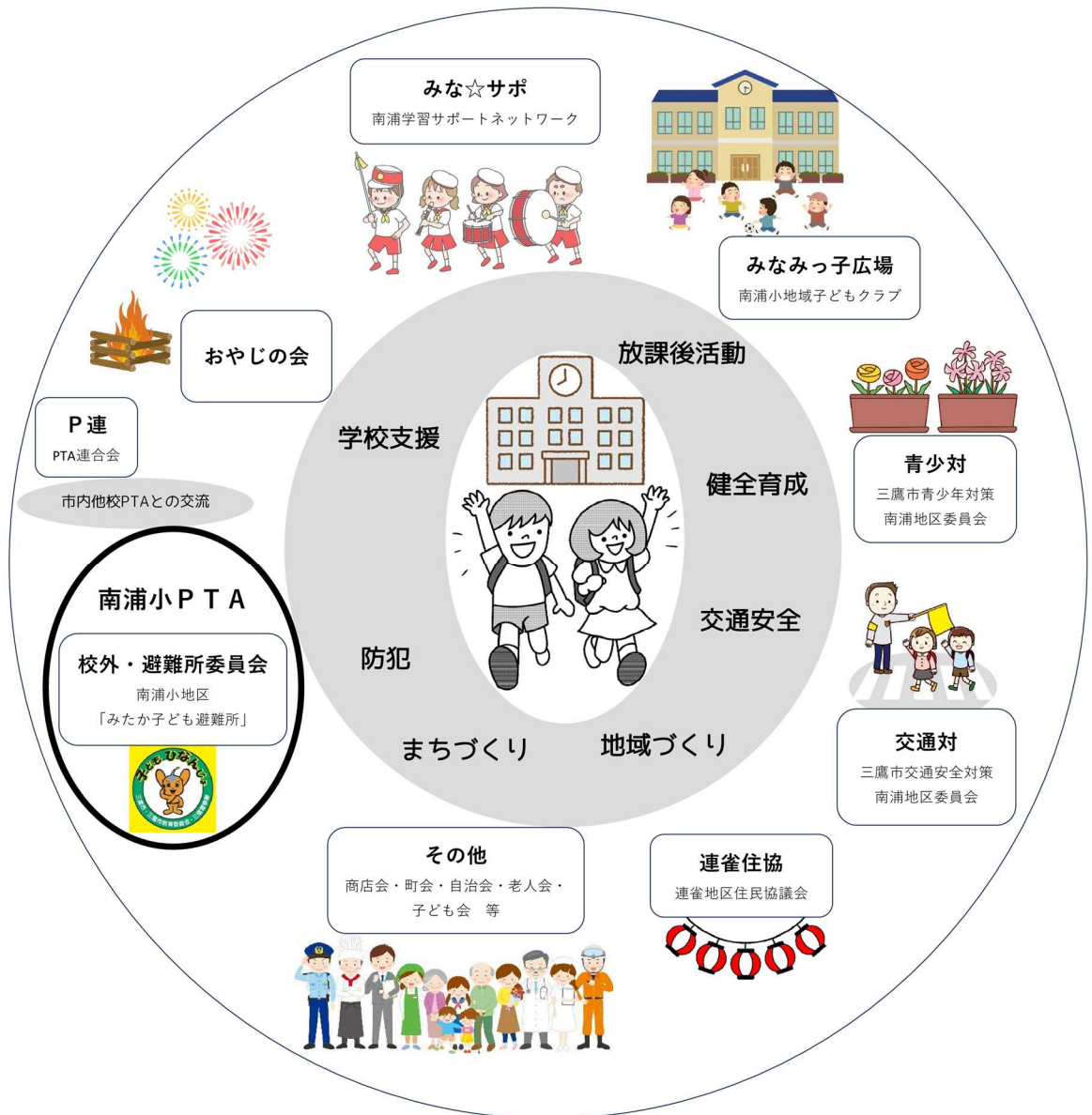
*詳しくは、三鷹市連雀地区住民協議会のホームページをご参照ください。

(URL <https://www.mitakacc.jp/renjk-cc/>)



南浦小PTAと地域の輪

南浦小PTAは、地域や諸団体の方々と協力・連携し、南浦小の子どもたちのために、さまざまな活動を行っています。



■南浦小PTAのあゆみ

PTA（昭和35年～昭和48年）

南浦小設立当初から三鷹市公立学校PTA連合会に加盟し活動していましたが、昭和48年PTA規約の改訂をめぐり対立が生じました。そのため、昭和49年以降は休会（凍結状態）となり、学校との連絡事項等、細々と続けていました。

世話人会（昭和52年～平成1年）

会費を集めることもなく、行事等の活動費は、委員さんの全額持ち出しで行われていました。平成元年には、定例会が開かれ報告書も作成されました。さらに、家庭教育学級では『教師と保護者の懇談会』を開き、低・中・高学年別に話し合いを行いました。また、この年から校庭開放も始められました。

保護者連絡会（平成2年～平成16年）

会費65円でスタートし、平成4年2月1日より規約を作成し実施しました。平成15年2月、全保護者を対象としたアンケートを行い、保護者のみの会から保護者と教師が連携の取れる会に移行していくことが決まり、12月には初めての総会を開催し規約の改訂と組織の大幅な変更を行いました。また、平成16年11月の臨時総会で役員を立候補または推薦で選出することが承認されました。

保護者と教師の会（平成17年）

初めて推薦によって役員が選出され、教職員も会員として参加する新しい組織になりました。5月の定期総会において、三鷹市公立学校PTA連合会に加盟することが承認され、準備を進めるとともにPTA保険にも加入しました。

PTA（平成18年～）

平成17年9月、三鷹市公立学校PTA連合会に正式加盟、平成18年度から会の名称も南浦小PTAとなりました。またこの年から南浦小地域子どもクラブ実施委員会を置きました。さらに平成18年11月保護者連絡会発足時からの正・副会長（年度によっては正・副委員長を含む）によるOB会を発足しました。

令和4年度より、南浦小地域子どもクラブ実施委員会はスタッフの増員による安定した運営が可能となり、PTAから独立し地域団体となりました。

保護者組織のあゆみについては、PTA・世話人会・保連会の前代表・副代表等、当時の様子を知る方にお話をうかがいながら、資料の提供もいただき作成することができました。ご協力ありがとうございました。